表５　暴力・ハラスメントを受けた時の連絡・相談フローチャート

暴力・ハラスメントを受けた時の連絡・相談

⁂　可能な限り、安全な所に移動し、身の安全を確保することを優先する

被害職員

訪問時の状況に応じて対応
表３　参照

被害職員の状況に応じて支援する

所属の事業所・管理者へ
報告・連絡・相談
TEL〇〇〇―〇〇〇〇－〇〇〇
＊常時、緊急連絡ができるように連絡網を持参しておく

管理者

担当ケアマネジャー
TEL（　　-　　-　　）
必要時
地域包括支援センター
TEL（　　-　　-　　）
＊ケアプランの変更
再発防止対策

身の危険を感じる状況
事業所全体に危険通知
各事業所へ
TEL（　　-　　-　　）

最寄りの警察署
TEL（　　-　　-　　）
＊本人の意思を確認後、被害届の提出支援

医療機関に受診
最寄りの病院・医院
TEL（　-　　-　）
＊労働災害の可能性を考え健康保険証は使用しない
＊労働災害届の支援

法律（刑事・民事）
滋賀弁護士会法律相談センター
TEL（077-522－3238）
日本司法支援センター
TEL（0570－078374）

滋賀県社会保険労務士会
総合労働相談所
TEL（077-526-3760）

滋賀労働局　総合労働相談コーナー
TEL（077-522-6648）
大津　TEL（077-501-3976）
彦根　TEL（0749-22-0654）
東近江TEL（0748-41-3363）
労働条件相談ほっとライン
TEL（0120-811-610）

こころの相談
●滋賀県ナースセンター
（公益社団法人　滋賀県看護協会内）
滋賀県ナースセンター彦根サテライト
（くすのきセンター3 階）
※対象：滋賀県内の看護職員（管理者も含む）
※申し込み・お問い合わせ先：TEL（077-564-9494）
来所相談・電話相談（予約制）
滋賀県看護協会ホームページ
「https://shiga-kango.jp」
●最寄りの健康福祉事務所・保健所・保健センター
●滋賀県立精神保健福祉センター
TEL（077-567－5010）